

平 21 福個答申第 1 号
平成 21 年 10 月 6 日

福岡市長 吉田 宏 様
(●●●●課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する異議申立てについて（答申）

福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号）第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 20 年 6 月 13 日付け●●第 444 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

（諮問第 40 号）

「平成○年○月○日付 平成○年○月○日に受診しなさいという勤務命令の理由がわかる文章，決裁 その資料」の一部開示決定処分に対する異議申立て

（平成 20 年 5 月 15 日提起）

答 申

1 審議会の結論

「平成〇年〇月〇日付 平成〇年〇月〇日に受診しなさいという勤務命令の理由がわかる文章，決裁 その資料」に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について，福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分により非開示とした部分のうち，別表に示す部分については開示することが妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，平成 20 年 3 月 14 日に実施機関が異議申立人に対して行った本件保有個人情報に係る一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

(2) 異議申立ての経過

- ① 平成 20 年 2 月 26 日，異議申立人は，実施機関に対し，福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき，本件保有個人情報の開示請求を行った。
- ② 平成 20 年 3 月 5 日，実施機関は，開示決定期間を延長し，その旨を異議申立人に通知した。
- ③ 平成 20 年 3 月 14 日，実施機関は，本件保有個人情報が条例第 20 条第 1 号，第 2 号及び第 6 号エに該当するとして本件処分を行い，その旨を異議申立人に通知した。
- ④ 平成 20 年 5 月 15 日，異議申立人は，本件処分について，これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は，異議申立書，反論意見書及び平成 21 年 2 月 26 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において，次のように主張している。

- ① 受診命令書に公印が押されていないため，個人的に作成することも可能であることから真偽の判断がつかない。また，職員の健康診断に関しては，総務企画局職員厚生課の専決決裁のはずなのに，●●●●課で決裁がなされているため，命令の有効性が疑わしい。

② 受診命令の起案の趣旨等に「病気により」と記載されているが、健康面に関する個人情報の開示がなされていないことから、受診命令の意図が明確になっていない。

③ △△△△課, ●●●●課とどちらの職場も高濃度のアセトアルデヒドが測定され、現在も発生している可能性がある。異議申立人はアセトアルデヒド中毒の可能性はある。現在、職場のアセトアルデヒドの濃度測定を拒否されており、安全衛生面にとっても疑義を感じている。

アセトアルデヒドの中毒の可能性を否定できる事実が何も存在しないのに、その症状を精神疾患と決めつけるのはいかなものか。原因であるアセトアルデヒドの発生原因が明確でなく、対処療法に頼っている者が、精神科を受診しても意味がない。

④ 職場でモラルハラスメントが行われており、その結果として受診命令が出されることになったと考えている。何らかの形で、異議申立人が誤解をするように仕向けている、また、他者に対しても異議申立人のことについて誤解を与えようと仕向けているのではないか。

⑤ 実施機関は、何度も精神科の受診を勧めたと言っているがその事実はない。精神科を受診する理由が明確でなければ受診する根拠はない。

本年度の4月には新規事業も任された。精神科の受診が必要な職員にそのような業務を与えられるだろうか。そもそも精神科の受診など必要なかった。与えられた業務をこなしているのに、受診命令が出され、その理由も提示されていない。受診命令に関連する書類には、嘘が含まれているのではないかと疑問である。

⑥ 実施機関は非開示の理由として信頼関係を崩すと言っているが、既に信頼関係は崩れている。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成21年1月29日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

① 異議申立人には精神疾患の疑いがあり、そのため公務に支障が生じていると判断し、再三再四口頭で受診勧奨を実施したが、異議申立人は応じなかった。改善されない状態が続く、本人の職務遂行のみならず、組織の円滑な職務遂行にも支障を及ぼしていた。そのため、適切な治療を行わせることにより職務の円滑な遂行が図られるよう、異議申立人に対して、地方公務員法第32条に基づき、専門医への受診命令を行った。

- ② 本件保有個人情報、判決文書及び判決文書に添付された3件の資料（以下「添付資料」という。）である。そのうち、添付資料については、1件（別添1）を除いて、受診命令の根拠となる添付資料2件について、頁数を除く全ての部分を、下記の理由により非開示とした。また、判決文書については、受診命令の根拠となる添付資料2件に関する記載部分を一部非開示とした。
- ③ 非開示部分が開示されると、異議申立人に疾患がある場合には、不十分な理解や受容を生じやすく、異議申立人の意欲や向上心を阻害し、自尊心を傷つけ、異議申立人の健康をより一層害するおそれがあることから、条例第20条第1号の規定により、非開示とした。
- ④ また、非開示部分には、異議申立人のみならず、第三者に関する情報も含まれている。このため、開示されると、異議申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第20条第2号の規定により非開示とした。
- ⑤ さらに、別添1を除く添付資料2件は、異議申立人の人事管理を適正に行うために作成されたものであり、本人に開示することを意図して作成されたものではない。このため、当該資料が開示されると、異議申立人は、当該資料の趣旨、目的を十分に理解せずに感情を害し、管理監督者に不信感や不満を抱き、管理監督者との信頼関係を損なう可能性がある。これにより、管理監督者は、異議申立人に対して、適切な指導、監督等を行うことが困難となるおそれがある。
- その上、開示されることが前提となれば、管理監督者は、今後同じような人事管理を行う際に、職員との関係悪化を恐れて、職員の不利益になる記載を避けるようになり、人事管理を適正に行うための必要な資料が作成されなくなる可能性がある。
- よって、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼす恐れがあることから、条例第20条第6号エの規定により非開示とした。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件保有個人情報について

- ① 本件保有個人情報は、実施機関が、病気により職務の円滑な遂行に支障を来していると判断した異議申立人に、医師の診断を受けるよう受診命令を行うために、作成し保有している、平成20年2月15日起案の判決文書及び添付資料に記載された個人情報である。
- ② 受診命令は、職員の職務の円滑な遂行を図ることを目的に、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）の規定に基づき、実施機関が異議申

立人に対して、職務命令として医師の診断を受けるよう行ったものである。

(2) 本件保有個人情報の開示・非開示の決定について

① 保有個人情報の開示請求は、個人が実施機関の保有する自己に関する情報の正確性や取扱いの適正性を確認するという、自己情報コントロール権について保障した重要な制度であるから、条例で限定的に定められた非開示情報に該当しない限りは、開示する義務を負うという原則開示の制度である。

② 実施機関は、本件保有個人情報のうちの非開示部分を、第20条第1号、第2号及び第6号エに該当すると主張しているが、当審議会は、上記①の原則に基づき、異議申立人に非開示とされた本件保有個人情報の内容を個別具体的に検討して、第20条第1号、第2号及び第6号エの該当性を判断する。

③ なお、実施機関は、本件保有個人情報のうち、決裁文書を一部開示し、添付資料である別添1（受診命令書）を開示した。また、別添1を除く添付資料2件については、頁数を除き、全て非開示としている。

④ 本件保有個人情報について、まず、実施機関が一部開示とした決裁文書について検討する。

ア 決裁文書のうち、実施機関が非開示としたのは、添付資料2件について記載された部分である。そのうち、添付資料名（別添2及び別添3）については、添付資料に番号を付したものに過ぎないため、開示することが妥当である。

イ また、添付資料2件について記載された部分のうち、別添3に関する記載についても、別添3の内容を簡単に記載しているものであり、開示しても実施機関が主張するように、第20条第1号、第2号及び第6号エに該当するとは言えないため開示することが妥当である。

ウ しかしながら、添付資料2件について記載された部分のうち、異議申立人には知らせないことを前提とした第三者に関する情報については、異議申立人に開示することにより、当該第三者との信頼関係を損ない、今後の人事管理に著しく支障を及ぼすおそれがあると考えられることから、条例第20条第6号エに該当し、非開示とすることが妥当である。

⑤ 次に、実施機関が頁数を除き、その資料名も含めて非開示とした、別添2及び別添3（以下「当該文書」という。）について検討を行う。

ア 実施機関は、当該文書は受診命令の根拠となる文書であり、人事管理を適正に行うために作成したものであることを認めており、当審議会で実際に当該文書を

精査したところ次の点が確認された。

(ア) 別添 3

別添 3 は、実施機関が、人事管理を目的に、異議申立人の言動等を継続的に記録したものである。

(イ) 別添 2

別添 2 は、実施機関が、別添 3 の異議申立人の言動等の記録を大まかにまとめるとともに、別添 3 には記録されていないが、受診命令に至る経緯を説明する上で必要と思われる内容を加え、最後（「まとめ」）に、受診命令を行うこととした最終判断を記載したものである。

イ 条例第 20 条第 6 号エ該当性について

(ア) 条例第 20 条第 6 号エは、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるものについて、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができると規定している。

(イ) 別添 3 のうち、職員本人に開示することを前提としない職員に関する所見・評価等の記録は、これを開示した場合、評価者と職員との信頼関係が損なわれることや、評価者が職員との関係悪化をおそれてその不利益となる評価についてありのまま記載することを控えることが予想され、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められることから、原則として条例第 20 条第 6 号エに該当し、非開示とすることが妥当である。

(ウ) 他方で、別添 3 のうち、異議申立人の言動等を記録した日時及び異議申立人の年休申請状況等の客観的事実を記録した部分並びに異議申立人の言動等に対する注意や指導等、異議申立人が既に知っている、若しくは認識している部分については、開示しても公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすとは言えず、他の非開示情報に該当しない限り、開示することが妥当である。

(エ) 次に、別添 2 は、別添 3 を基に作成されたものであることから、別添 3 の記録を単に引用している部分については、上記(イ)及び(ウ)と同様の判断をすべきである。

(オ) また、別添 2 のうち、別添 3 の記録を引用したものではなく、別添 2 を作成する際に書き加えられた部分については、上記(ウ)で述べたように、本人が認識していることが確認される部分については、他の非開示情報に該当しない限り、開示することが妥当である。

(カ) さらに、別添2の「まとめ」については、実施機関の受診命令を行うこととした最終的な判断が記載されているものの、その内容は、別添3の異議申立人の言動等の記録をさらに簡潔に記載しているにすぎず、上記(ウ)の別添3の検討において、開示することが妥当であると判断した部分と同様の内容であり、開示しても、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすとは言えないことから、他の非開示情報に該当しない限り、開示することが妥当である。

ウ 条例第20条第2号該当性について

(ア) 条例第20条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（以下「第三者情報」という。）については、開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報等、同号ただし書のアからエに規定する一定の場合を除いて、非開示とする旨定めている。

(イ) 当該文書に記載された、異議申立人以外の個人に関する情報は、第三者情報に該当し、第2号ただし書のアからエに該当しない限り非開示とすることが妥当である。

なお、異議申立人の言動等を記録した評価者の氏名が記載されている、別添3の対応者欄及び公務員の職務の遂行に係る部分は、条例第20条第2号ただし書のエに該当し開示することが妥当である。

エ 条例第20条第1号該当性について

(ア) 条例第20条第1号は、開示請求者に関する情報であって、開示することにより、当該開示請求者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報については、当該保有個人情報の全部又は一部の開示をしないことができると規定している。

(イ) 実施機関は、本件保有個人情報を開示すると、異議申立人に疾患がある場合には、異議申立人の意欲や向上心を阻害し、自尊心を傷つけ、異議申立人の健康をより一層害するおそれがあるとして条例第20条第1号に該当するとしている。

(ウ) しかしながら、本件保有個人情報を当審議会で検討したところ、本件保有個人情報を開示することが、異議申立人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがあるとは認められず、条例第20条第1号には該当しない。

以上により、実施機関が本件保有個人情報について行った一部開示決定処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 20 年 6 月 13 日	実施機関から諮問
平成 20 年 8 月 4 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成 20 年 9 月 3 日	異議申立人から反論意見書を受理
平成 21 年 1 月 29 日 (第 88 回不服申立て部会)	実施機関から意見聴取及び審議
平成 21 年 2 月 26 日 (第 89 回不服申立て部会)	異議申立人から意見聴取及び審議
平成 21 年 3 月 31 日 (第 90 回不服申立て部会)	審議
平成 21 年 4 月 14 日 (第 91 回不服申立て部会)	審議
平成 21 年 5 月 15 日 (第 92 回不服申立て部会)	審議
平成 21 年 6 月 16 日 (第 93 回不服申立て部会)	審議
平成 21 年 7 月 30 日 (第 94 回不服申立て部会)	審議
平成 21 年 8 月 20 日 (第 95 回不服申立て部会)	審議
平成 21 年 9 月 25 日 (第 96 回不服申立て部会)	審議

別表

1 決裁文書

頁	実施機関が非開示とした部分のうち、開示すべき部分	審議会の判断の記載箇所
2	15 行目 1 文字目	4 (2)④
2	16 行目 1 文字目から 3 文字目まで	4 (2)④ア
2	18 行目	4 (2)④イ
2	19 行目	4 (2)④ア

2 別添 2

頁	実施機関が非開示とした部分のうち、開示すべき部分	審議会の判断の記載箇所
1	8 行目から 19 行目まで	4 (2)⑤イ (エ) 4 (2)⑤イ (オ)
1	21 行目から 22 行目 13 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
1	23 行目 42 文字目から 24 行目まで	4 (2)⑤イ (エ)
1	28 行目から 33 行目まで	4 (2)⑤イ (エ)
2	1 行目 35 文字目から 2 行目 9 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
2	3 行目から 5 行目 22 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
2	5 行目 31 行目から 7 行目 28 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
2	8 行目 2 文字目から 11 行目まで	4 (2)⑤イ (エ)
2	13 行目から 14 行目 12 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
2	15 行目 1 文字目から 15 行目 42 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
2	16 行目 24 文字目から 18 行目 12 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
2	19 行目 7 文字目から 25 行目 40 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
2	26 行目 6 文字目から 27 行目まで	4 (2)⑤イ (エ)
2	29 行目 1 文字目から 19 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
2	34 行目から 36 行目まで	4 (2)⑤イ (エ)
3	1 行目から 10 行目 7 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
3	10 行目 19 文字目から 13 行目 10 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
3	14 行目 1 文字目から 2 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
3	14 行目 23 文字目から 15 行目 16 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
3	15 行目 31 文字目から 16 行目 2 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
3	17 行目 11 文字目から 44 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
3	19 行目 15 文字目から 20 行目まで	4 (2)⑤イ (エ)
3	21 行目 1 文字目から 2 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
3	24 行目 1 文字目から 41 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
3	25 行目 14 文字目から 27 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)

3	26 行目 25 文字目から 27 行目 20 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
3	28 行目 27 文字目から 30 行目 23 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
3	30 行目 41 文字目から 35 行目まで	4 (2)⑤イ (エ) 4 (2)⑤イ (オ)
4	1 行目から 6 行目 15 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ) 4 (2)⑤イ (オ)
4	8 行目から 9 行目まで	4 (2)⑤イ (エ)
4	15 行目 1 文字目から 33 文字目まで	4 (2)⑤イ (エ)
4	19 行目から 23 行目まで	4 (2)⑤イ (エ)
4	24 行目から 32 行目 14 文字目まで	4 (2)⑤イ (カ)
4	32 行目 25 文字目から 35 行目まで	4 (2)⑤イ (カ)

3 別添3

(1) 実施機関が非開示とした部分のうち、開示すべき部分

- ① 表の項目、日時欄及び対応者欄
- ② その他、開示すべき部分は以下のとおり

頁	段	日時	開示すべき部分		審議会の判断 の記載箇所
			内容	対応	
1	1	平成 17 年 4 月 (初対面時)	全部	全部	4 (2)⑤イ (ウ)
1	2	平成 17 年 4 月 (着任か ら数日)	全部	全部	4 (2)⑤イ (ウ)
1	3	平成 17 年 5 月	全部	全部	4 (2)⑤イ (ウ)
1	4	平成 17 年 6 月	全部	全部	4 (2)⑤イ (ウ)
1	5	平成 17 年 6 月	全部	全部	4 (2)⑤イ (ウ)
1	6	平成 17 年 7 月	全部	全部	4 (2)⑤イ (ウ)
1	7	平成 17 年 7 月	全部		4 (2)⑤イ (ウ)
1	9	平成 17 年 8 月 5 日 11:00 頃	全部	全部	4 (2)⑤イ (ウ)
1	10	平成 17 年 8 月 9 日	全部	全部	4 (2)⑤イ (ウ)
1	11	平成 17 年 8 月 10 日	全部	全部	4 (2)⑤イ (ウ)
1	12	平成 17 年 8 月 10 日 17:00 頃	全部	全部	4 (2)⑤イ (ウ)
1	13	平成 17 年 8 月 16 日 9:45	全部	全部	4 (2)⑤イ (ウ)
1	14	平成 17 年 8 月 (中旬～ 下旬)	全部	全部	4 (2)⑤イ (ウ)
2	1	平成 17 年 9 月 8 日	全部	全部	4 (2)⑤イ (ウ)
2	2	平成 17 年 9 月 21 日	全部	全部	4 (2)⑤イ (ウ)

2	3	平成 17 年 9 月 26 日 午前 10:00 頃	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
2	4	平成 17 年 9 月 26 日 午後 5:00 頃	1 行目 17 文字目から 3 行目 16 文字目まで	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
2	5	平成 17 年 9 月 26 日 午後 5:10 頃	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
2	7	平成 17 年 10 月 2 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
2	9	平成 17 年 10 月 14 日	1 行目から 2 行目 16 文字まで	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
2	10	平成 17 年 11 月中旬	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
2	11	平成 17 年 12 月 9 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
2	12	平成 18 年 1 月	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
2	14	平成 18 年 2 月 1 日	2 行目 5 文字目から最後まで	全部	4 (2)⑤イ(ウ) 4 (2)⑤ウ(イ)
3	1	平成 18 年 2 月 2 日 11:00-12:40	全部	1 行目から 13 行目まで 15 行目 3 文字目から 16 行目 18 文字目まで 18 行目から最後まで	4 (2)⑤イ(ウ)
3	2	平成 18 年 2 月 2 日 18:30-19:00	4 行目 9 文字目から最後まで	1 行目から 2 行目 11 文字目 まで	4 (2)⑤イ(ウ)
3	7	平成 18 年 2 月 3 日 11:50	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
4	4	平成 18 年 2 月 7 日 17:10	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
4	5	平成 18 年 2 月 8 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
5	2	平成 18 年 2 月 15 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
5	4	平成 18 年 2 月 22 日	全部		4 (2)⑤イ(ウ)
5	7	平成 18 年 2 月 24 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
5	8	平成 18 年 3 月 1 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
6	1	平成 18 年 3 月 3 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
6	2	平成 18 年 3 月 8 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
6	4	平成 18 年 3 月 15 日 12:50	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
6	5	平成 18 年 3 月 15 日 13:00-16:30	全部		4 (2)⑤イ(ウ)
6	6	平成 18 年 3 月 15 日 17:10-19:10	全部	1 行目から 3 行目 11 文字目まで 4 行目 2 文字目から最後まで	4 (2)⑤イ(ウ)
6	7	平成 18 年 3 月 16 日		全部	4 (2)⑤イ(ウ)
6	8	平成 18 年 3 月 17 日	全部		4 (2)⑤イ(ウ)
6	9	平成 18 年 3 月 24 日	2 行目 15 文字目から最後まで	全部	4 (2)⑤イ(ウ)

7	1	平成 18 年 3 月 24 日 16:00-17:00	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
7	2	平成 18 年 3 月 28 日	全部		4 (2)⑤イ(ウ)
7	3	平成 18 年 3 月 29 日	全部	1 行目から 6 行目 18 文字目まで 8 行目から最後まで	4 (2)⑤イ(ウ)
7	5	平成 18 年 3 月 31 日午 前 9:00	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
7	6	平成 18 年 3 月 31 日午 前 9:40	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
7	9	平成 18 年 3 月 31 日 午後 0:10	1 行目から 4 行目 18 文字目まで 5 行目から最後まで	7 行目 15 文字目から最後ま で	4 (2)⑤イ(ウ)
8	2	平成 18 年 4 月 5 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
8	3	平成 18 年 4 月 7 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
8	4	平成 18 年 4 月 11 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
8	5	平成 18 年 4 月 12 日	全部		4 (2)⑤イ(ウ)
8	6	平成 18 年 4 月 20 日	全部		4 (2)⑤イ(ウ)
8	7	平成 18 年 5 月 11 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
8	9	平成 18 年 6 月 28 日	全部		4 (2)⑤イ(ウ)
8	10	平成 18 年 7 月 2 日～4 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
8	11	平成 18 年 7 月 4 日	全部		4 (2)⑤イ(ウ) 4 (2)⑤ウ(イ)
9	1	平成 18 年 7 月 7 日	1 行目から 5 行目 8 文字目まで	1 行目から 5 行目 6 文字目まで 5 行目 16 文字目から最後まで	4 (2)⑤イ(ウ) 4 (2)⑤ウ(イ)
9	2	平成 18 年 7 月 10 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
9	3	平成 18 年 7 月 11 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ) 4 (2)⑤ウ(イ)
9	4	平成 18 年 7 月 14 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ) 4 (2)⑤ウ(イ)
9	5	平成 18 年 10 月 3 日、4 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
9	6	平成 18 年 10 月 6 日	全部	1 行目から 3 行目 14 文字目まで 5 行目 8 文字目から最後まで	4 (2)⑤イ(ウ) 4 (2)⑤ウ(イ)
9	7	平成 18 年 10 月 16 日 or17 日	全部		4 (2)⑤イ(ウ)
10	1	平成 18 年 10 月 16 日	全部	1 行目から 11 行目まで 18 行目から最後まで	4 (2)⑤イ(ウ)
10	2	平成 18 年 10 月 19 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
10	3	平成 18 年 10 月 26 日	全部	1 行目から 5 行目 7 文字目まで	4 (2)⑤イ(ウ)

10	4	平成 18 年 10 月 31 日	全部	1 行目から 5 行目まで	4 (2)⑤イ(ウ)
10	5	平成 18 年 11 月 8 日	1 行目 2 行目 13 文字目から最後まで	全部	4 (2)⑤イ(ウ) 4 (2)⑤ウ(イ)
11	1	平成 18 年 11 月 16 日	1 行目から 2 行目 3 文字目まで 3 行目 6 文字目から 6 行目まで 11 行目から最後まで		4 (2)⑤イ(ウ)
11	2	平成 18 年 11 月 17 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
11	3	平成 18 年 11 月 20 日	全部		4 (2)⑤イ(ウ)
11	4	?	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
11	6	平成 18 年 12 月 12 日	全部		4 (2)⑤イ(ウ)
11	7	平成 18 年 12 月 21 日	全部	1 行目	4 (2)⑤イ(ウ)
11	8	平成 18 年 12 月 27 日ごろ	1 行目から 3 行目 22 文字目まで 3 行目 35 文字目から最後まで		4 (2)⑤イ(ウ)
11	9	平成 19 年 1 月 10 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
11	10	平成 19 年 1 月 19 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
12	2	平成 19 年 1 月 22 日頃	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
12	3	平成 19 年 1 月 22 日	1 行目 1 文字目から 1 行目 20 文字目まで 1 行目 25 文字目から最後まで		4 (2)⑤イ(ウ)
12	5	平成 19 年 1 月 24 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
12	6	平成 19 年 1 月 24 日		全部	4 (2)⑤イ(ウ)
12	7	平成 19 年 1 月 24 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
12	8	平成 19 年 1 月 24 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
12	9	平成 19 年 1 月 24 日	1 行目から 7 行目 5 文字目まで 7 行目 10 文字目から最後まで	1 行目から 3 行目 10 文字目まで	4 (2)⑤イ(ウ)
12	10	平成 19 年 1 月 24 日	1 行目から 6 行目 11 文字目まで 7 行目から最後まで		4 (2)⑤イ(ウ)
13	3	平成 19 年 1 月 30 日	全部	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
13	4	2007/1/30 または 31	1 行目から 2 行目 3 文字目まで	1 行目から 3 行目まで	4 (2)⑤イ(ウ)
13	5	平成 19 年 2 月 1 日	全部		4 (2)⑤イ(ウ)
13	8	19 年 2 月前半	5 行目 3 文字目から 6 行目 12 文字目まで 6 行目 17 文字目から 6 行目 21 文字目まで	全部	4 (2)⑤イ(ウ)
13	9	平成 19 年 2 月 15 日	1 行目から 2 行目まで	1 行目から 12 行目 14 文字目まで 14 行目から 17 行目まで	4 (2)⑤イ(ウ)

14	1	平成19年2月16日	12行目から17行目36文字目まで 17行目44文字目から18行目21文字目まで 18行目27文字目から最後まで		4(2)⑤イ(ウ)
14	2	平成19年2月16日	全部	4行目から6行目8文字目まで	4(2)⑤イ(ウ)
14	5	平成19年2月28日	1行目から2行目13文字目まで	3行目18文字目から5行目5文字目まで 7行目から最後まで	4(2)⑤イ(ウ)
15	1	平成19年3月2日	1行目1文字目から12文字目まで 3行目12文字目から最後まで	1行目から3行目13文字目まで 4行目9文字目から最後まで	4(2)⑤イ(ウ)
15	2	平成19年3月2日	1行目から4行目20文字目まで 5行目4文字目から12行目1文字目まで 12行目13文字目から最後まで	全部	4(2)⑤イ(ウ)
15	3	平成19年3月6日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
15	6	平成19年3月20日	全部	1行目から6行目12文字目まで 6行目17文字目から最後まで	4(2)⑤イ(ウ)
16	1	平成19年3月26日	全部	1行目から2行目まで 3行目18文字目から最後まで	4(2)⑤イ(ウ)
16	2	平成19年4月3日	2行目から4行目1文字目まで 4行目7文字目から5行目15文字目まで 6行目4文字目から最後まで	1行目から8行目まで	4(2)⑤イ(ウ)
16	3	平成19年4月3日	全部	1行目から4行目3文字目まで 5行目10文字目から9行目6文字目まで 12行目から最後まで	4(2)⑤イ(ウ)
16	4	平成19年4月4日	1行目から11行目10文字目まで	全部	4(2)⑤イ(ウ)
16	5	平成19年4月4日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
16	6	平成19年4月5日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
17	1	平成19年4月6日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
17	3	平成19年4月6日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
17	4	平成19年4月10日	1行目1文字目から14文字目まで	全部	4(2)⑤イ(ウ)
17	5	平成19年4月13日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
17	6	平成19年4月25日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
17	7	平成19年4月26日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
18	1	平成19年5月1日	1行目から18行目7文字目まで 18行目15文字目から最後まで	全部	4(2)⑤イ(ウ) 4(2)⑤ウ(イ)

18	2	平成19年5月2日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
18	3	平成19年5月7日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
18	4	平成19年5月8日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
18	6	平成19年5月9日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
19	1	平成19年5月10日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ) 4(2)⑤ウ(イ)
19	2	平成19年5月11日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
19	4	平成19年5月15日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
19	5	平成19年5月15日		全部	4(2)⑤イ(ウ)
19	6	平成19年5月16日?	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
19	7	平成19年5月16日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
19	8	平成19年5月17日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
19	9	平成19年5月21日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
19	10	平成19年5月28日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
20	1	平成19年5月29日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
20	2	平成19年5月30日～6月1日	1行目1文字目から11文字目まで	全部	4(2)⑤イ(ウ)
20	3	平成19年6月1日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
20	4	平成19年5月30日～6月4日	4行目10文字目から5行目5文字目まで 5行目10文字目から最後まで		4(2)⑤イ(ウ)
20	5	平成19年6月6日	2行目9文字目から最後まで	全部	4(2)⑤イ(ウ)
20	6	平成19年6月7日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
20	9	平成19年6月28日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
20	10	平成19年7月4日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
21	1	平成19年7月12日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
21	5	平成19年7月27日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
21	6	平成19年7月27日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
21	7	平成19年7月30日	1行目から7行目7文字目まで	全部	4(2)⑤イ(ウ)
21	8	平成19年8月1日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
21	9	平成19年8月1日	1行目から4行目11文字目まで 5行目		4(2)⑤イ(ウ)
22	2	平成19年8月10日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
22	3	平成19年8月13日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
22	4	平成19年8月16日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
22	7	平成19年8月24日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
22	9	平成19年8月27日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)

23	1	平成19年9月3日	1行目から3行目22文字目まで 3行目29文字目から8行目1文字目まで 8行目29文字目から最後まで		4(2)⑤イ(ウ)
23	2	平成19年9月4日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
23	3	平成19年9月5日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
23	4	平成19年9月6日		全部	4(2)⑤イ(ウ)
23	5	平成19年9月14日	1行目から10行目まで 12行目から最後まで	1行目から6行目17文字目 まで 8行目から最後まで	4(2)⑤イ(ウ)
23	7	平成19年9月18日	全部	4(2)⑤イ(ウ)	4(2)⑤イ(ウ)
24	3	平成19年10月1日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
24	4	平成19年10月9日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
24	5	平成19年10月9日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
24	6	平成19年10月10日	1行目から4行目23文字目まで 4行目27文字目から最後まで		4(2)⑤イ(ウ)
24	7	平成19年10月12日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
24	8	平成19年10月12日		1行目から2行目9文字目まで	4(2)⑤イ(ウ)
24	9	平成19年10月26日	1行目から7行目9文字目まで 7行目13文字目から最後まで	全部	4(2)⑤イ(ウ)
24	10	平成19年11月19日	全部	1行目	4(2)⑤イ(ウ)
24	11	平成19年11月20日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
25	1	平成19年11月21日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
25	2	平成19年11月26日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
25	3	平成19年11月27日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
25	5	平成19年11月30日	全部	1行目から6行目まで	4(2)⑤イ(ウ)
25	6	平成19年12月3日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ) 4(2)⑤ウ(イ)
25	7	平成19年12月3日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
25	8	平成19年4~7日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
26	1	平成19年12月10日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
26	2	平成19年12月11日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
26	4	平成19年12月13日	全部	1行目から6行目2文字目まで	4(2)⑤イ(ウ)
26	5	平成19年12月14日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
26	6	平成19年12月14日	1行目から3行目12文字目まで		4(2)⑤イ(ウ)
27	1	平成19年12月17日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
27	2	平成19年12月18日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
27	3	平成19年12月18日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)

27	5	平成19年12月21日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
27	6	平成19年12月26日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
27	7	平成19年12月28日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
27	8	平成20年1月4日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
27	9	平成20年1月4日	1行目1文字目から35文字目まで		4(2)⑤イ(ウ)
27	10	平成20年1月4日		1行目から5行目1文字目まで	4(2)⑤イ(ウ)
27	11	平成20年1月9日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
28	1	平成20年1月11日	1行目から2行目19文字目まで 2行目23文字目から最後まで		4(2)⑤イ(ウ)
28	2	平成20年1月11日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
28	3	平成20年1月15日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
28	4	平成20年1月15日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
28	5	平成20年1月16日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
28	8	平成20年1月17日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
28	9	平成20年1月17日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
28	10	平成20年1月17日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
28	11	平成20年1月23日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
29	1	平成20年1月24日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
29	3	平成20年1月28日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
29	4	平成20年1月28日	3行目27文字目から最後まで		4(2)⑤イ(ウ)
29	5	平成20年1月28日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
29	6	平成20年1月29日	1行目から5行目32文字目まで		4(2)⑤イ(ウ)
29	7	平成20年1月29日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
29	8	平成20年2月1日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
30	1	平成20年2月5日	1行目から5行目11文字目まで 5行目35文字目から最後まで		4(2)⑤イ(ウ)
30	3	平成20年2月6日	全部		4(2)⑤イ(ウ)
30	4	平成20年2月6日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
30	5	平成20年2月7日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
30	7	平成20年2月7日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)
30	8	平成20年2月8日	1行目から8行目30文字目まで		4(2)⑤イ(ウ)
30	9	平成20年2月8日	1行目から4行目12文字目まで 4行目19文字目から最後まで		4(2)⑤イ(ウ)
30	10	平成20年2月12日	全部	全部	4(2)⑤イ(ウ)

※1 数字は桁数にかかわらず1文字と数える。

※2 句読点、括弧等の記号は、文字数に含めない。